

琉球大学病院地域医療教育センター（仮称） に係る協定について

令和 7 年 7 月 16 日 協議会
公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局
（沖縄県北部医療組合）

1. 琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）に係る取組について

令和10年度開院予定の公立沖縄北部医療センターに、琉球大学病院の組織として琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）（以下、「教育センター」という。）を設置することについて、令和7年度に関係機関で協定を締結する予定。

本協定の締結により、教育センターへの教員採用や、地域医療に係る臨床教育・研修プログラムの開発などにおいて、関係機関における協力体制構築を推進する。

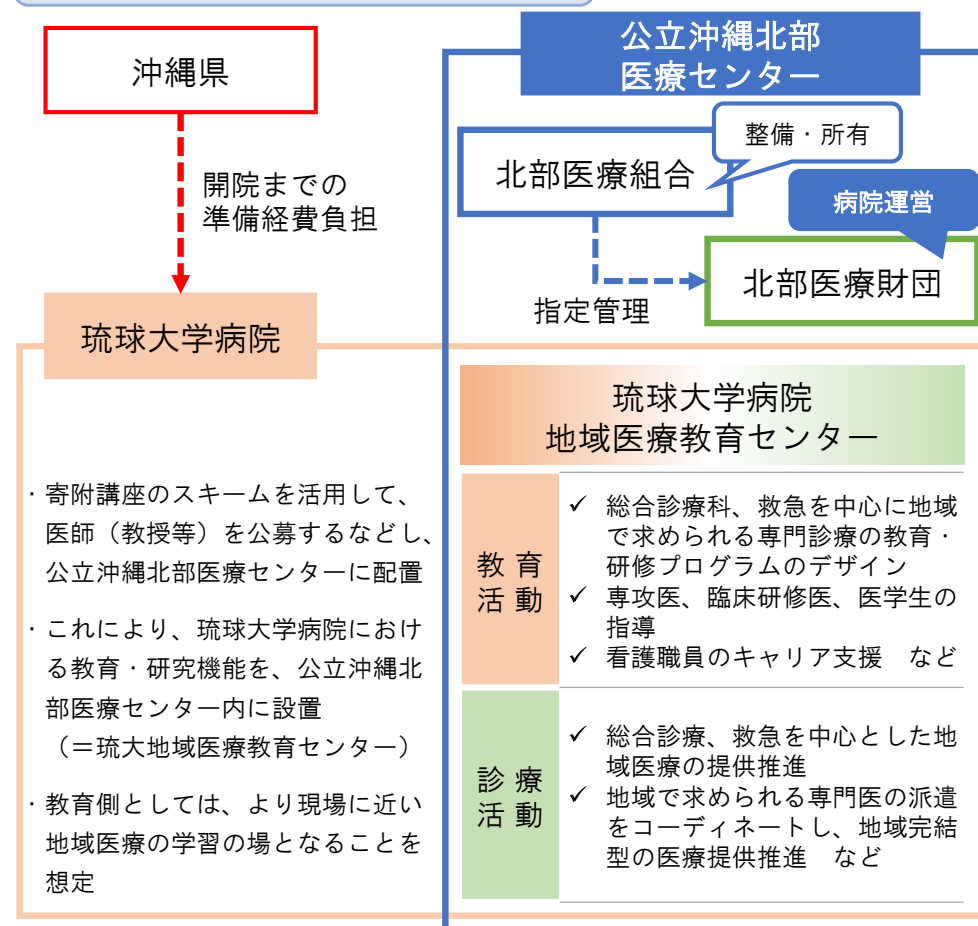
令和7年度取組内容

令和7年8月を目途に琉球大学、沖縄県、沖縄県北部医療組合、沖縄県北部医療財団の4者において、教育センター設置に関する協定を締結する予定。

関係機関の役割

琉球大学	・ 特命教授等の教員（医師）の選定・採用 ・ 教育センターの運営 ・ 臨床研修のノウハウの提供
沖縄県	・ 開院までの準備経費等の費用負担
沖縄県北部医療組合	・ 必要となる施設や設備の整備
沖縄県北部医療財団	・ 開院後の運営費の負担

教育センターのイメージ



2. 琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）に係る協定案のポイント

2

目 的（第1条）

琉球大学、沖縄県、沖縄県北部医療組合、沖縄県北部医療財団の4者が人的・物的資源の活用により相互に連携し、安定的な医師確保や高度医療の提供に努めるとともに、地域における診療活動を通じた教育・研修及び医師の養成に寄与する。

教育センターの業務（第3条）

1. 学生、医師等の地域医療に係る臨床教育・研修
2. 看護職員のキャリア形成支援
3. 地域医療の充実
4. その他目的を達成するために必要な業務

施設等（第4条）

沖縄県北部医療組合と沖縄県北部医療財団は、センターを運営するために必要な施設や設備等を無償で琉球大学に貸与

収益の帰属（第5条）

教育センター教員が財団の医師として診療した際の収益は財団に帰属

準備経費・運営経費（第6条、第7条）

公立沖縄北部医療センター開院までの準備経費は、沖縄県において負担する。

公立沖縄北部医療センター開院後の運営費については、沖縄県北部医療財団において負担する。

教育センター教員の取扱い（第8条）

1. 教育センター教員は、原則琉大の職員として雇用
2. 教育センター教員は、沖縄県北部医療財団の指揮命令下で、医師としての診療業務も行う。
3. 沖縄県北部医療財団は、教育センター教員と財団所属医師との間に労働条件上の不均衡を生じさせない。

有効期間（第11条）

締結の日から令和11年3月31日まで

※ 毎年度6ヶ月前までに4者のいずれかから協定延長しない旨の意思表示がなければ自動更新

3. 琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）に係る今後の取組について

協定締結後は、それぞれが下表のとおり教育センターに必要な取組を行う予定。

また、特命教授等の教員（医師）の選定・採用については、琉球大学が主体的に取り組むこととなるが、沖縄県、沖縄県北部医療組合、沖縄県北部医療財団等関係者においても、選定等に必要な協力を行う。

なお、特命教授等の教員（医師）の選定に並行して、教育センターに必要な機能等についての詳細な検討を関係者間で行う予定。

琉 球 大 学	・ 特命教授等の教員（医師）の選定・採用 ・ 教育センターの設立準備開始 ・ 沖縄県、沖縄県北部医療組合、沖縄県北部医療財団等関係者間で教育センターにおける取組についての詳細な検討
沖 縄 県	・ 特命教授等の教員（医師）に係る人選の協力 ・ 琉球大学側で準備が整い次第、準備経費に係る負担金を拠出 ・ 琉球大学、沖縄県北部医療組合、沖縄県北部医療財団等関係者間で教育センターにおける取組についての詳細な検討
沖 縄 県 北 部 医 療 組 合	・ 教育センターに必要となる施設や設備の整備 ・ 琉球大学、沖縄県、沖縄県北部医療財団等関係者間で教育センターにおける取組についての詳細な検討
沖 縄 県 北 部 医 療 財 団	・ 特命教授等の教員（医師）に係る人選の協力 ・ 公立沖縄北部医療センター開院後の教育センター教員の取扱いの検討 ・ 琉球大学、沖縄県、沖縄県北部医療組合等関係者間で教育センターにおける取組についての詳細な検討

琉球大学病院地域医療教育センターに関する協定書（案）

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）、沖縄県（以下「乙」という。）、沖縄県北部医療組合（以下「丙」という。）及び一般財団法人沖縄県北部医療財団（以下「丁」という。）は、丙が設置し丁が運営する公立沖縄北部医療センター（以下「病院」という。）内に甲が設置する琉球大学病院地域医療教育センター（以下「教育センター」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が人的・物的資源の活用により相互に連携協力し、病院における安定的な医師確保や高度医療の提供に努めるとともに、教育センターを病院内に設置し運営することにより、地域における診療活動を通じた教育・研修及び医師の養成に寄与することを目的とする。

（準備及び運営）

第2条 教育センターの設置に係る準備及び運営管理は、甲、乙、丙及び丁が必要の都度協議の上、甲の責任において実施するものとする。

（業務）

第3条 教育センターにおいては、次の業務を行う。

- （1）学生、医師等の地域医療に係る臨床教育・研修に関すること。
- （2）看護職員のキャリア形成支援に関すること。
- （3）地域医療の充実に関すること。
- （4）その他教育センターの目的を達成するため必要な業務に関すること。

（施設等）

第4条 丙及び丁は、教育センターを運営するために必要な施設、設備、器械、器具等を無償で甲に貸与する。

（収益の帰属）

第5条 教育センターの教員が丁の医師として診療することにより得た収益は、全て丁に帰属するものとする。

（準備経費）

第6条 教育センターの設置に係る準備に必要な人件費等の経費は、乙が甲に支弁するものとする。

（運営経費）

第7条 教育センターの運営に必要な人件費等の経費は、丁が甲に支弁するものとする。

（服務及び労働条件）

第8条 教育センターの教員の服務等は、甲の就業規則を適用する。ただし、病院において診療を行う場合にあっては、病院の病院長の指示に従う。

2 丁は、前項ただし書に規定する場合にあっては、教育センターの教員と丁に所属する医師との間に労働条件上の不均衡を生じさせないものとする。

（災害補償）

第9条 教育センターの教員の病院における診療業務及び診療に従事するための移動中（以下「診療業務遂行中」という。）の負傷等に対する補償は、労働基準法及び労働者災害補償保険法に規定するもののほか、丁の定めるところにより取り扱う。

（事故等の対応）

第10条 教育センターの教員の診療業務遂行中に生じた諸問題については、丁の責任において解決に当たるものとする。ただし、教員に故意又は重大な過失があるときは、この限りではない。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から令和11年3月31日までとする。

2 前項の有効期間は、毎年度末日の6月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかから協定を延長しない旨の書面の意思表示がない限り、毎年度、その終期を1年間延長するものとする。

（その他）

第12条 本協定書に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。